

事務連絡  
令和 8 年 5 月 1 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会  
事業部

物流効率化法における特定荷主にかかる義務について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、経済産業省より、荷主・物流事業者を含めて国全体で物流の効率化を図ることで、トラックドライバーの輸送能力不足に対応するため、本年4月より、一定規模以上\*の事業者に対し各種届出等の提出義務がかかっていることから、物流効率化法の内容や直近で対応が必要な事項を記載したリーフレットを作成するとともに周知依頼がございました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に周知いただきますようお願い申し上げます。

\*「一定規模以上」とは、年度の取扱貨物の重量が9万tを超えることを指し、前年度の貨物量から所定の方法により算定します。

以上

【担当】事業部 下岡

TEL : 03-3551-9396

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp